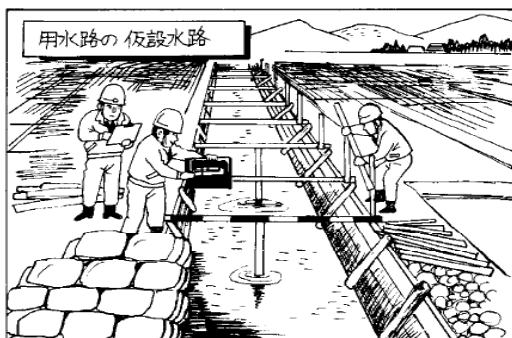


第4章 応急工事（要綱第14、第15）

第1節 応急仮工事

1. 災害が発生し、そのまま**放置すると被害が拡大する恐れがある場合に、必要に応じて事業主体（市町村等）の判断で実施した応急仮工事（仮設的な工事）も補助対象**とすることができる。
2. **応急仮工事の目的は、**
 - ① 農地が被災した場合は、**作物被害を防止するために行う湛水排除工事。**
 - ② 被災した施設の**増破を防止するための工事又は農地等への洪水流入を仮締切りにより防止するための工事。**
 - ③ 被災した施設のかんがい及び**排水並びに交通の機能を一時的に回復するか又は補うための仮工事。**
3. 補助対象となる応急仮工事は、**1箇所の応急仮工事の費用が20万円以上でかつ応急仮工事の費用を除く復旧工事費が40万円以上のものが適用**となる。
4. **応急仮工事の留意点は、**
 - ① 必要性及び工法の選定理由が確認できる**仮工事施工前の被災写真を撮影しておくこと。**
 - ② 工事実施中の写真、出役人夫、契約書、工事費支払い額等の**証拠書類を整理**しておくこと。
 - ③ 応急仮工事を実施した場合は、地方農政局に報告すること。
 - ④ 応急仮工事に要した費用は、**査定設計書に計上**しておくこと。ただし、災害査定では、現実に要した費用の額と災害年に地方農政局長と協議し、その同意を得た設計単価及び歩掛りにより算出した応急工事費の額を比較して安価となる額が査定額となるので注意すること。
 - ⑤ 用水手当や排水処理のため必要となった費用の内、**ポンプの購入費や運転労務費は補助の対象とならない**ので注意すること。

応急仮工事の事例



第2節 応急本工事

1. 応急本工事は、復旧計画樹立後、査定を待たずに災害復旧事業（復旧事業費が40万円以上であること）の一部又は全部を緊急に実施する復旧工事である。
2. 応急本工事の要件は、
 - ① 被災施設又はこれに関連する施設の増破防止、あるいは、作物被害を防止するために緊急に着工する必要のある箇所であること。
 - ② 緊急に復旧すれば、作付時期に間に合う農地等の復旧箇所であること。
3. 応急仮工事と同様に被災、竣工、工事の精算等の証拠書類を整理しておくこと。
4. 応急本工事は、災害復旧事業の一部又は全部となることから、着工前に事業主体は都道府県及び地方農政局に協議し、承認を得た後の着工となる。
5. 災害査定は、応急本工事が終わっている場合は、工事実施中の写真、出役人夫、契約書、工事費支払い額等の証拠書類について行う。その場合の査定額は、契約金額と査定設計書の事業費（同意を得た設計単価、歩掛で積算した額）を比較して安価となる額が査定金額となる。

応急本工事の事例



今年の田植は
ダメだと思っていたのに
これで何とか
間に合いそうだ